

会員各位

(一社)栃木県トラック協会
会長 石塚安民
(公印省略)

令和5年度自家用燃料供給施設整備支援助成事業のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に対しご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全ト協では、燃料費対策の重要性に鑑み、会員事業者に対し、低廉かつ安定的な燃料確保に取り組むため設置する軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設を新設、もしくは増設または増設を伴う代替を行う場合に、その費用の一部を助成することとなりました。

つきましては、下記条件により実施いたしますので、計画または完了されている事業者はご連絡の上、申請期間中に添付書類を添えてご提出ください。

記

- 申請期間** 令和5年8月1日(火) ～ 令和5年10月31日(火)
※指定数量(1000リットル)以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、もしくは増設または増設を伴う代替を行い、令和5年4月1日～令和6年2月29日までに消防(市町村または消防組合等)による危険物取扱所等の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了するもの。(「支払の完了」には割賦契約により導入した場合の「割賦契約の締結および物件の検収」を含む)
- 助成金額** ・軽油タンクの新設 100万円 ・軽油タンクの増設 30万円
※但し、公募期間内に申請金額が予算総額を超過した場合は、1件あたりの助成金額を減額する場合があります。
- 予算総額** 1億円(全ト協助成のみ) ※予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了
- 助成対象** ・協会会員事業者(会員事業者の株式を50%超保有する持株会社を含む。但し、対象となる施設は当該持株会社傘下の会員事業者が使用するものに限る。)
・交付申請は年度内1施設限りとする。
・過去(H20～H26年度、H28～R4年度)に全日本トラック協会から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会は、助成対象外とする。
- 交付申請時** 対象期間中に完成検査済証が交付された事業者、または、完成検査済証が交付予定の事業者については、自家用燃料供給施設整備支援助成金交付申請書 様式1に下記書類(1)～(3)を添えて申請してください。(4)に該当する場合は(4)に記載の書類も添えて申請してください。
(1)購入の場合:「工事請負契約書」(写)または「注文書・注文請書」(写)
(割賦の場合):「割賦販売契約書」(写)
※購入・割賦いずれも当該工事等の費用に係る金額内訳明細書(写)を添付のこと
(2)新設の場合:「危険物取扱所設置許可申請書」(写)および「設置許可書」(写)
(増設の場合):「危険物取扱所変更許可申請書」(写)および「変更許可書」(写)
(3)様式4「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」
(4)持株会社の場合:①自認書(持株会社用)(様式1-2)
②持株会社及び会員事業者の直近確定申告書別表2(写)
- 実績報告時** 実績報告および助成金の交付請求時には、自家用燃料供給施設整備支援助成金実績報告書 様式6-1に下記の書類添付が必要となります。
(1)施設整備に伴う以下の図面等(写)
①危険物取扱所の全体概要図 ②危険物取扱所の全体平面図(タンク容量・油種を記載したもの)
③危険物取扱所全体の立面図 ④危険物取扱所(所在地の記載を含む)の周辺地図
(2)「施設工事費用請求書」(写)および「明細書」(写)
※(申請時に明細書を提出済みで施工業者の請求金額に変更なければ省略可)
(3)購入の場合:「領収証」(写)
(割賦の場合):「賦払金支払明細表(割賦契約の物件検収後に発行されるもの)」(写)
(4)危険物取扱所の完成検査済証(写)
(5)工事施工前、施工中、完成後の写真(それぞれ施設全体が把握できるもの)

【お問合せ先】

公益社団法人全日本トラック協会 経営改善事業部 TEL:03-3354-1056
申請に関しては、全日本トラック協会経営改善事業部にお問い合わせください。URLも記載いたします。

https://jta.or.jp/member/shien/keiyu_kyokyushisetsu2023.html